

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（概要）

令和 2 年 4 月
総務省自治行政局福利課

1. 概要

退職一時金の支給を受けた者が老齢厚生年金等の受給権を有することとなったときに返還する退職一時金については、当該退職一時金の額に利子に相当する額を加えた額を返還することとされている。（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 63 条等）

また、組合員期間が 1 年以上 20 年未満である者に対して経過的に支給する脱退一時金等の一時金についても、当該脱退一時金等の額に利子に相当する額を加えた額を支給することとされている。（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 42 条及び第 131 条等）

これらの利子の利率については、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令」及び「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」において、年度毎に適用される利率が定められており、財政検証が行われる毎に見直しを行っているところ、今般、昨年に行われた財政検証の内容を踏まえ、利率の改正を行うこととする。

2. 改正の内容

以下の政令で規定されている退職一時金を返還する場合の利子の利率及び脱退一時金等の一時金を支給する場合の利子の利率について、昨年に行われた財政検証の内容を踏まえ、令和 2 年度以降に適用される利率の改正を行う。

○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 58 号）

期間	現行	改正案
令和2年4月～令和3年3月	3.4%	1.7%
令和3年4月～令和4年3月	3.7%	1.7%
令和4年4月～令和5年3月	3.9%	1.7%
令和5年4月～令和6年3月	4.1%	1.6%
令和6年4月～令和7年3月		1.6%
令和7年4月～令和8年3月		1.7%
令和8年4月～令和9年3月		2.0%
令和9年4月～令和10年3月		2.1%
令和10年4月～令和11年3月		2.1%

3. 根拠法令

- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第63条等

4. スケジュール

公 布 日：令和2年4月15日

施 行 日：公布の日（令和2年4月1日より適用）